

○アジアにおける低炭素・循環型社会構築力の強化

我が国も協力してアジア諸国において進められている3R推進のための国家戦略の策定・実施に対して、国連機関と連携し、温暖化対策としての貢献も図りつつ促進します。さらに、アジア諸国全体に3Rの取組を広めるための地域協力を進めていきます。

【主な予算措置】	百万円
・(新) アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業(再掲)	187(0)
・(新) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金(再掲)	31(0)
・し尿処理システム国際普及推進事業	58(0)

○不適正な輸出入防止とアジアにおける適切な資源循環の管理

アジア地域において、各国と連携して資源循環の状況を把握し、適切なリサイクル等の実施を支援していきます。また、その前提として、各国とのネットワークを活かして不適正な輸出入を防止します。

【主な予算措置】	百万円
・アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討(再掲)	61(35)
・バーゼル条約対策費	28(10)
・コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	41(39)

(4) 不適正処理の撲滅

不法投棄対策や適正処理促進により、国民の身近な生活環境の保全を図ります。

○不法投棄対策と適正処理の徹底

過去に不法投棄された廃棄物の適正な原状回復を推進するとともに、監視活動など不法投棄の未然防止対策を強化します。また、情報提供を充実することなどを通じ、優良な事業者を育成していきます。

【主な予算措置】	百万円
・産業廃棄物適正処理推進費	97(60)
・産業廃棄物処理業優良化推進事業費	66(50)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	6,170(3,970)
・産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業	11(5)
・P C B 廃棄物対策推進費補助金	2,000(2,000)

(5) 凈化槽の普及促進

我が国及び諸外国において浄化槽を普及するため、技術開発や人材育成を行うとともに、関係者への情報発信とネットワークづくりを進めます。

【主な予算措置】	百万円
・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)(再掲)	19,580(13,040)
・し尿処理システム国際普及推進事業(再掲)	58(0)

4. 安心して暮らせる安全で豊かな環境の確保

(1) 化学物質による環境への影響を最小限に抑える仕組みの強化

2020年までに化学物質の生産、使用に伴う人の健康及び環境への影響を最小化させるという国際目標の達成に向けて、国と事業者の適切な役割分担の下、化学物質管理体制を強化します。

○既存化学物質の安全性に関する点検・評価の推進

既存化学物質について、簡易な予測手法を用いて評価が必要な物質の優先順位付け（スクリーニング）を行い、優先順位の高い物質から効率的に情報収集を行う手法を開発します。また、官民が連携して収集した既存化学物質の安全性情報について信頼性を評価するなど安全で安心できる生活環境の確保を目指します。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 既存化学物質等のスクリーニング手法検討調査	52(0)
・官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	60(33)
・農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	40(16)
・化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	709(568)
・P O P s汚染実態解析調査	413(219)

○高懸念物質の評価・適正管理の推進

これまで化審法の規制対象とされてこなかったものの、環境影響の懸念が高いと考えられる化学物質について、リスク評価・管理手法を確立するための調査を行います。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 環境影響高懸念物質評価・管理手法調査	51(0)

○小児の環境保健対策の充実やナノ工業材料等による新たなリスクへの対応

環境中の有害物に対する小児の脆弱性を明らかにして対策を講じる観点から、発育に影響を与える環境要因を解明し、適切なリスク管理体制を構築するための疫学調査等を実施します。また、ナノ粒子の特性に応じた環境リスクの評価方法の確立に努める等最新の科学技術に関する新たなリスクを予防するための調査研究を行います。

【主な予算措置】	百万円
・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	241(146)
・環境ナノ粒子環境影響調査	101(3)
・(新) 環境中微量化学物質におけるアレルギー等の複合影響に関する基礎調査	6(0)
・(新) 製品等から環境中に放出された化学物質の影響把握事業	30(0)

○水銀による地球規模の汚染を防止する等の国際的な取組・連携の推進

水銀等有害金属の排出削減・物質代替等の分野における先進的取組事例の情報を収集し、UNEP 重金属プログラムにおける利用可能な最良技術ガイドラインとして策定する等、国際的な化学物質対策を積極的に進めます。

【主な予算措置】	百万円
・国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	105(105)
・(新) 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	25(0)

(2) 良好的な大気・水・土壤環境の確保

新たな健康リスクの顕在化やヒートアイランド、工場跡地における土壤汚染等の課題を踏まえて、安全で良好な大気・水・土壤環境の確保を図ります。さらに、アジア、アフリカなどに我が国の知恵を活かした国際協力を展開します。

○大都市圏をはじめとした大気環境対策

2010年度までにNOx、SPMに係る環境基準を確実に達成するための取組を進めます。具体的には、長期にわたり環境基準が未達成の局地における大気環境を改善するため、自動車NOx・PM法に基づく流入車対策や局地汚染対策、オフロード特殊自動車対策、低公害車の普及促進、自動車単体規制の強化等の対策を実施していきます。併せて自動車騒音等の交通に起因する環境問題の解決に努めます。

さらに、近年健康影響が懸念されている微小粒子状物質についての対策を検討するとともに、光化学オキシダント、低周波音等の課題に取り組みます。

【主な予算措置】	百万円
・自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策推進費	234(185)
・公害防止管理実施状況調査対策検討	21(3)
・微小粒子状物質(PM2.5)対策等調査費	215(83)
・光化学オキシダント動向等調査費	40(19)
・(新) 光化学オキシダント等に係るアジア諸国の大気汚染対策協力	31(0)
・(新) 人工衛星データを利用した大気汚染監視システム構築事業	30(0)
・(新) 地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討費	23(0)
・交通公害防止等調査検討費	66(54)
・オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	55(37)
・自動車公害実態調査・対策検討費	202(161)
・低公害車普及事業(再掲)	204(117)

○新たな課題に対応する水環境対策

多様な化学物質や気候変動による影響等の水環境に関する新たな課題に対応するため、排水を総合的に評価する規制手法や水質管理目標等、新たな水管理・規制のあり方の検討等の課題に積極的に取り組みます。

また、多様な生物が生育・生息している沿岸域については、陸域と海域を一体にとらまえて、環境負荷の低減に取り組むとともに、生態系と物質循環の両立を図ることで、適正な環境の保全を推進します。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 新たな水質管理指標に係る類型指定調査	16(0)
・(新) WET手法を活用した排水規制手法検討調査	80(0)
・3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査	50(20)

・(新) 水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費	30(0)
・(新) 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費（再掲）	50(0)
・(新) 油汚染等地下水汚染対策調査	31(0)
・硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	20(11)
・(新) 次期水質総量規制制における汚濁負荷対策の最適化と新たな水環境指標の調査体制構築に向けた検討調査	30(0)
・里海創生支援事業	40(25)
・(新) カキ礁等による海域浄化機能のモデル化に向けた定量化調査	19(0)

○クールシティづくりと連携した身近な水辺の環境保全

地下水等を活用したヒートアイランド抑制効果について測定・分析を行うとともに、皇居外苑濠等の都市部の公共性の高い水辺環境の改善を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・(新) モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	81(0)
・熱中症予防情報の提供及びモニタリング	29(10)
・クールシティ中枢街区パイロット事業	700(700)
・(新) やすらぎの水環境再生事業費	29(0)
・(新) 皇居外苑濠環境保全調査（自然公園等事業（公共）の内数）（一部再掲）	13,539(11,401)

○漂流・漂着ゴミ対策等の充実による海洋環境の保全

漂流・漂着ゴミに関する状況把握のための手法開発、効果的な削減方策を検討する等、漂流・漂着ゴミ対策を充実します。また、海洋環境モニタリングや近隣諸国との連携強化を通じて、海洋基本計画に基づく取り組みを進めます。

【主な予算措置】	百万円
・漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	373(360)
・海洋基本計画推進経費	150(112)

○我が国的能力を活かしたアジア諸国等への支援

我が国が有する大気・水・土壤環境を保全するための「技術」「規制体系」「人材」をパッケージにして、アジア地域に普及・展開することによってアジア諸国の環境保全を支援します。また、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術を活用しながら、中国において喫緊の課題となっている水環境の保全を支援します。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 日本モデル環境対策技術等の国際展開（再掲）	200(0)
・日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討（再掲）	30(11)
・国際連合地域開発センター拠出金	30(30)
・(新) クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費（再掲）	200(0)
・(新) アジア水環境パートナーシップ事業（第2期）（再掲）	85(0)
・日中水環境パートナーシップ	196(191)
・東アジア諸国における水質総量規制制度支援事業（再掲）	44(7)

・(新) アフリカにおける水環境改善	41(0)
・(新) 光化学オキシダント等に係るアジア諸国の大気汚染対策協力(再掲)	31(0)

○土壤汚染対策制度の見直し

合理的かつ適切な土壤汚染対策を講じていくため、サイト（汚染現場）ごとの汚染状況や土地利用用途などのリスクに応じた対策を促進させるとともに、搬出される汚染土壌の適正処理の確保を図ります。また、このため、中央環境審議会での審議も踏まえつつ、必要な制度の見直しを行います。

【主な予算措置】	百万円
・土地利用用途等に応じた土壤汚染対策推進費	44(44)
・搬出汚染土物流管理対策検討調査	70(11)
・(新) 土壤汚染情報管理・公表制度検討調査	20(0)

(3) 水俣病等の公害健康被害・石綿健康被害・毒ガス等対策

公害健康被害対策、石綿健康被害対策や毒ガス弾等による被害の未然防止対策を着実に進めます。特に水俣病問題については、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームと連携し、水俣病被害者の救済に向けた取組を進めます。

○水俣病を始めとする公害健康被害対策

すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていくようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組や環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進します。また、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた「新たな水俣病患者の救済策においての基本的考え方」で示された救済策の円滑な実施に向け、必要な措置を講じます。同時に、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験と教訓を引き続き我が国内外に発信していきます。

公害健康被害者の救済を着実に進めるとともに、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響について調査研究を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・水俣病総合対策関係経費等	10,894(9,529)
・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	761(651)

○石綿健康被害の救済と実態把握の推進

石綿健康被害救済制度による被害者の救済を迅速に行うため、被認定者の医学的情報を収集、解析し、知見を集積するとともにその成果を広く医療関係者に還元することによって、全国的に中皮腫等の診断レベルが向上するよう努めます。また、引き続き、石綿取扱い施設周辺地域等において健康調査を行うとともに、その成果をもとに保健指導マニュアルを作成し普及します。さらに、指定疾病のあり方の検討に資するため、石綿肺等と診断された症例について調査を行います。

【主な予算措置】	百万円
・被認定者に関する医学的所見等の解析調査	67(22)
・一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査	196(73)
・(新) 指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	31(0)

○毒ガス弾等による被害の未然防止対策

国内における毒ガス弾等の問題については、茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による健康影響について症候及び病態の解明を図り、汚染源周辺の高濃度汚染対策等を実施するとともに、関係省庁と連携して、毒ガス弾等による被害の未然防止のための対策を実施します。

【主な予算措置】	百万円
・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110(112)
・ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査	149(138)
・有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284(234)

平成21年度概算要求におけるエネルギー対策特別会計によるCO₂排出抑制対策

合計474億円（402億円）

低炭素社会実現の基盤となる、環境と経済がともに向上・発展する仕組みづくり

○排出量取引などによる市場メカニズムの活用

排出量取引制度等の経済的手法を導入し、市場メカニズムの中に環境配慮を組み込む仕組みが重要であり、こうした仕組みの導入に向けた試行や検討を進めていきます。

【主な予算措置】

	百万円
・国内排出量取引推進事業	3,500（ 250）
・カーボン・オフセット推進事業	150（ 50）

○地球温暖化対策の技術開発

低炭素社会実現のため、地球温暖化対策に関する技術開発を推進します。

【主な予算措置】

・地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）	4,544（ 3,710）
-----------------------	---------------

○環境金融に取り組む金融機関に対する支援

企業が環境配慮の取組を進めることを評価して、必要な資金が提供されるように、環境に配慮した金融を推進している金融機関に対する支援を行います。

【主な予算措置】

・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	300（ 236）
-----------------------	-----------

あらゆる施策の実施による6%削減とその先につなげる取組

○太陽光発電世界一奪還に向けた取組やバイオ燃料、風力発電、小水力発電、次世代自動車などの排出削減技術・システムの大胆な開発・普及

太陽光発電の発電量世界一を奪還することや、食料と競合することのない廃棄物などを有効活用するようなバイオマス利活用の大幅拡大、様々なタイプの風力発電の開発・普及、中山間部など賦存量の大きな小水力発電の普及といった再生可能エネルギーの利用拡大を促進します。また、次世代自動車の開発・普及等、大気環境と併せた対策を進めます。また、抜本的な温室効果ガス排出削減に結びつく技術・事業の導入に向けた開発を進め、さらに、普及のための条件整備を行います。

【主な予算措置】

・(新) グリーン電力証書の活用によるソーラーのまちづくり推進モデル事業	100（ 0）
・太陽光発電等導入加速化事業	1,950（ 250）
・(新) 高濃度バイオ燃料実証事業費	200（ 0）
・廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,217（ 2,117）
・(新) 洋上風力発電実用化技術開発事業	400（ 0）
・(新) 温泉施設における温暖化対策事業	100（ 0）
・廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50（ 50）
・二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業	200（ 200）
・低公害車普及事業	204（ 117）

○低炭素型の製品・サービスの徹底した普及

エコポイント事業の充実など、地域での取組から全国規模の取組まで、様々な形で行われる国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援していきます。また、その前提と

なるCO₂の「見える化」等の企業側の努力を促進します。

【主な予算措置】

- | | |
|--|-----------|
| ・エコポイント等CO ₂ 削減のための環境行動促進事業（一般会計含む） | 510(360) |
| ・温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制指針策定事業 | 160(50) |

○業務分野を中心とした企業による具体的な取組の提示

事業者が効果的に事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めることができるように、取組が遅れている業務分野を中心に、具体的な取組方法について示し、また取組を支援していきます。

【主な予算措置】

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ・温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制指針策定事業（再掲） | 160(50) |
| ・業務部門対策技術率先導入補助事業 | 2,000(1,900) |

地方政府が活躍し、国民主役の低炭素型のまち・地域づくり

○低炭素社会への転換を支える低炭素型のまち・地域づくりの取組の支援

環境モデル都市をはじめとして、自然共生や循環型の観点を統合した低炭素型のまち・地域づくりが行われるよう、それぞれの地域の特色を活かしつつ、多様な主体が参画して行う計画策定、インフラ整備や様々な主体による活動を総合的に支援します。

【主な予算措置】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・低炭素地域づくり面的対策推進事業 | 2,450(400) |
| ・低炭素社会モデル街区形成促進事業 | 1,250(1,350) |
| ・地域協議会民生用機器導入促進事業 | 480(280) |

○環境的に持続可能な交通（EST）の実現

それぞれの地域の需要にも合致した上で、より温室効果ガスの排出の少ない輸送手段が用意され、交通手段間のつながりも含めて適切にマネジメントされるように支援していきます。また、エコ通勤に取り組む自治体、企業等を支援します。

【主な予算措置】

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| ・EST、モビリティ・マネジメント（MM）による環境に優しい交通の推進 | 200(100) |
| ・低公害車普及事業（再掲） | 204(117) |

低炭素社会づくりの主役となり、世界に広げる人づくり

○あらゆる場面で低炭素社会を教え、学ぶ仕組みの導入と草の根からの取組支援

各地域における草の根の活動をそれぞれの地域における様々な主体とともに支えていきます。

【主な予算措置】

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ・地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業 | 1,059(650) |
|-------------------------|-------------|

低炭素社会・日本の取組を世界に広げる国際的なリーダーシップの発揮

途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策によりクリジットの確実な取得を図ります。

【主な予算措置】

- | | |
|---|---------------|
| ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業 | 2,279(1,270) |
|---|---------------|

II. 平成 21 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制のグリーン化

（1）環境税を含めた税制全般の横断的見直し（環境税、道路特定財源等）

- ア 環境税については、炭素排出に価格を付け、CO₂に着目した課税とすることが効果的であるとの基本的考え方の下、これまで新税としての炭素税の創設を要望してきた。今般、「低炭素社会づくり行動計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）等において、「道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める」とされたところであり、既存エネルギー関係諸税との関係や諸外国における取組の現状等を踏まえて、さらに、総合的な検討を進め、必要な措置を講ずる。
- イ 道路特定財源については、「暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み等を踏まえて今年の税制抜本改革時に検討する」旨が「道路特定財源等に関する基本方針」（平成 20 年 5 月 13 日閣議決定）に盛り込まれている。この基本方針に沿って、課税により CO₂ 排出抑制に取り組む国際的な動向等を踏まえて、全体として少なくとも現行の水準を引き下げないこととするなど、低炭素化促進の観点から検討を行う。
- ウ 個別税制のグリーン化については、下記（2）以下のとおり進める。

（2）自動車の低公害化、低燃費化の推進

①低公害車の取得に係る税率の軽減措置【延長】（自動車取得税）

低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について、所要の見直しを行い、2年間延長。

【現行措置】

○電気自動車（燃料電池自動車を含む。）	2.7%軽減
○天然ガス自動車 ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆（NO _x ）に限る。	
○ハイブリッド自動車（バス・トラック） ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る	
○ハイブリッド自動車（乗用車） ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る	1.8%軽減

・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車

・重量車☆（NO_x（又はPM））：平成17年基準値よりもNO_x（又はPM）を10%以上低減させた自動車

・燃費基準+20%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも20%以上燃費性能を向上させた自動車

・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

② 自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置【延長・拡充】（自動車取得税）

自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域内において、同法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準適合車へ買い替える場合に、平成 17 年規制（自動車排出ガス新長期規制）適合車の自動車取得税の税率を 1.2% 軽減する措置を 2 年間延長するとともに、平成 21 年規制及び平成 22 年規制（ポスト新長期規制）適合車を対象に追加の上、自動車取得税の税率を 2.1% 軽減。

③ 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置【延長・拡充】（固定資産税）

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 3 分の 2 とする措置を 2 年間延長するとともに、取得価額に関する要件を引下げ。

（3）自動車関係諸税の見直しによる低炭素車の普及拡大【新規】（自動車税、軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税）

取得、保有の段階の自動車関係諸税についても、様々な観点からその在り方の総合的検討が行われるが、グリーン化をさらに進める観点からも、例えば CO₂ 排出量を課税基準に組み込むこと、特例措置を設ける際に CO₂ 排出量に応じた仕組みを組み込むこと等幅広く検討し、低炭素車への買替えを促進するために必要な税制上の措置を講ずる。

（4）省エネ家電の普及促進のための税制【新規】（所得税）

省エネ家電を普及促進するための税制について幅広く検討し、必要な税制上の措置を講ずる。

（5）省エネ住宅促進税制【延長・新規】（所得税）

- ア 既存住宅の省エネ改修に係る所得税（ローン減税）の軽減措置を延長する。
- イ 既存住宅の省エネ改修に係る所得税の税額控除の措置を講ずる。
- ウ 省エネ基準を満たす新築住宅に係る所得税（ローン減税）の軽減措置を講ずる。

（6）新エネ設備促進税制【新規】（所得税）

- ア 省エネ基準を満たす新築住宅に対し、太陽光発電設備等を設置する場合、所得税（ローン減税）について、（5）のウの措置に加え、所得税（ローン減税）のさらなる軽減措置を講ずる。
- イ 住宅に対し新エネ設備（太陽光発電設備等）を設置する場合、所得税の税額控除の措置を講ずる。（アの措置の対象となるものを除く。）

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】(不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を 2 年間延長。

- ア 不動産取得税：課税標準 1 / 2
- イ 固定資産税：家屋の課税標準 1 / 2、償却資産の課税標準 1 / 4
- ウ 都市計画税：課税標準 1 / 2

(2) PCB 廃棄物処理事業に係る税制上の特例措置【延長】(不動産取得税)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、全国のポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を平成28年7月を期限として処理するために設立された日本環境安全事業株式会社が、PCB廃棄物処理の用に供する不動産を取得した場合に係る不動産取得税の非課税措置を 5 年間延長。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る税制優遇【延長】(所得税・法人税)

VOC 排出抑制設備に係る特別償却制度(初年度 14 / 100)について、所要の見直しを行い、適用期限を延長。

4 自然保全の推進

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長及び特別償却制度の創設【延長・新規】(固定資産税・所得税・法人税)

以下の固定資産税に係る特例措置を 2 年間延長。

- ア
 - ・緑化重点地区内の認定緑化施設(建築物の敷地面積が 500 m²以上)
 - ・緑化地域等内の認定緑化施設(300 m²以上)〈緑化義務のない建築物に設ける場合〉
課税標準 5 年間 1 / 2
 - イ 緑化地域等内の認定緑化施設(300 m²以上)〈緑化義務のある建築物に設ける場合〉
課税標準 5 年間 1 / 3
- また、以下の所得税・法人税に係る特例措置を創設する。
- ウ 緑化地域等又は緑化重点地区内の認定緑化施設
特別償却制度(初年度 14 / 100)

5 森林関連税制

(1) 植林費の損金算入の特例措置【延長】（法人税・法人住民税）

森林施業計画に基づき、造林するための植林費は、その100分の35に相当する金額まで損金に算入できる特例措置を2年間延長。

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除措置【延長】（所得税・個人住民税）

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年間延長。

(3) 林業経営の継続を確保するための税制上の特例措置【新規】（相続税）

林業経営の改善に取り組む被相続人から、相続又は遺贈により、山林を取得した後継者が林業経営を改善しこれを継続する場合、当該山林に係る相続税の軽減措置を講ずる。

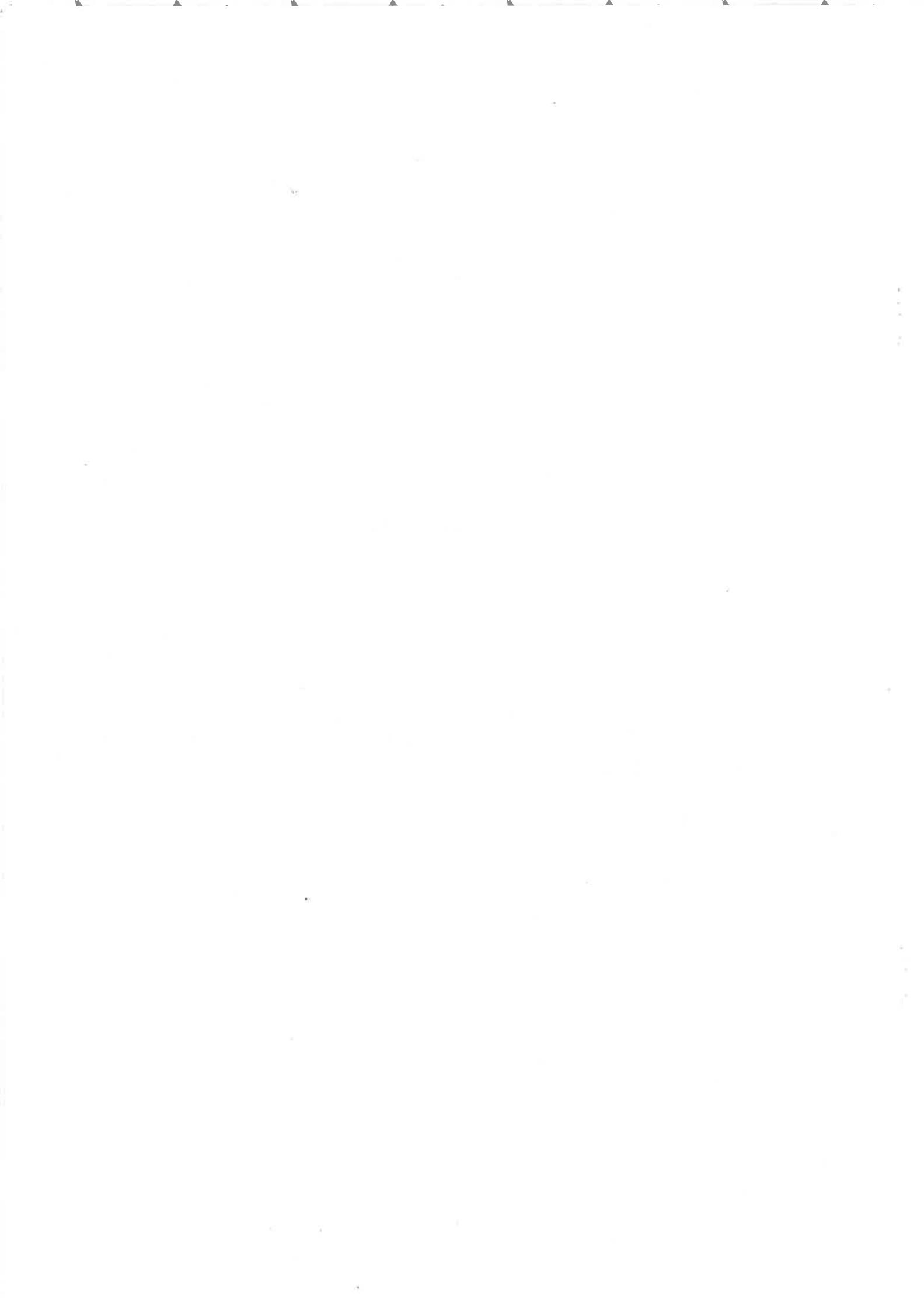
(4) 木材利用を推進するための税制上の特例措置【新規】（所得税）

住宅資材などについて、一定の要件を満たす木材利用をした場合に、所得税の税額控除の措置を講ずる。

6 その他

(1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置【新規】（相続税、固定資産税、都市計画税）

環境教育・環境保全活動の拠点として、一定規模以上の土地・建物について地方公共団体又は国から認定を受けた場合等について、当該土地・建物に係る相続税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置を講じる。



平成20年10月17日

「安心実現のための緊急総合対策」における平成20年度補正予算に
計上された事項等について

環境省

[一般会計]

1. 産業廃棄物不法投棄原状回復措置への支援	7, 200百万円
2. 野鳥における鳥インフルエンザ緊急対策	114百万円
3. 特定鳥獣保護管理対策促進支援事業	40百万円
4. 次世代自動車等導入促進事業	409百万円
5. 小水力発電普及促進事業調査	50百万円
6. 「都市鉱山」のレアメタルリサイクル推進事業	75百万円
計	7, 888百万円

[特別会計]

1. 国内排出量取引推進事業	362百万円
2. 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業	450百万円
3. 二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS)開発事業	68百万円
4. 業務部門対策技術率先導入補助事業	50百万円
5. 地域協議会民生用機器導入促進事業	100百万円
計	1, 030百万円

合 計 **8, 918百万円**

(注) 上記の特別会計10.3億円にあっては、見合いの財源を自ら捻出することとされたこと
から、それを相殺し、環境省の緊急総合対策としては78.8億円規模の補正予算となる。

平成 20 年 10 月 17 日

「安心実現のための緊急総合対策」について

環 境 省

1. 国民生活の不安の解消

- 野鳥における鳥インフルエンザ緊急対策 114 百万円
渡り鳥の全国的なウイルス保有状況調査の拡充、飛来経路の解明など全国規模でのモニタリング体制を整備し、感染リスクの高い渡り鳥に関する情報を把握する。

2. 「持続可能社会」への変革加速

- 業務部門対策技術率先導入補助事業 50 百万円
業務部門において、太陽光発電等代替エネルギーや省エネルギー設備を活用した先進的かつ先導的な設備の導入を行うモデル事業に対する支援を図る。
- 次世代自動車等の導入促進事業 409 百万円
本格的市場投入を控えた電気自動車等の次世代自動車の普及促進のため、車両の実証使用等を行うことで、その有効性の認識を高め、初期需要創出による価格の低減につなげる。
- 国内排出量取引推進事業 362 百万円
将来の本格的大規模国内排出量取引制度導入の検討に資するべく、また、福田ビジョンで示された「排出量取引の試行的実施」をにらみ、登録簿システムをはじめとする制度インフラ等を拡充する。
- 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 405 百万円
自主参加型国内排出量取引制度の参加者数を増大させ、費用対効果に優れた形で確実かつ追加的な排出削減を促進する。
- 地域協議会民生用機器導入促進事業 100 百万円
民生部門における CO₂ 削減を進めるため、地球温暖化対策地域協議会を活用し、二重窓等の省エネ資材や、ペレットストーブ等の民生用再生可能エネルギー利用機器の導入に対する支援を行う。

- 小水力発電普及促進事業調査** **50百万円**
小水力発電の普及のため、全国に賦存する小水力発電の利用可能性調査を行う。
- 二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業** **68百万円**
二酸化炭素の海底下地層への貯留を進めるため、海底下 CCS を実施する際に行うべき環境影響評価やモニタリング等の技術開発を促進する。
- 「都市鉱山」のレアメタルリサイクル推進事業** **75百万円**
地域でレアメタルリサイクルを行うための基盤情報整備として小型電気電子機器の回収方策の検討、レアメタルリサイクルの有害性の観点からの評価を行う。
- 特定鳥獣保護管理対策促進支援事業** **40百万円**
農林水産業等に被害を及ぼしている特定鳥獣の捕獲技術に関する研修等を通して、適切な保護管理手法を普及・浸透する。

3. 新価格体系への移行と成長力強化

- 産業廃棄物不法投棄原状回復措置への支援** **7,200百万円**
重油の高騰などにより対応が困難になりつつある大規模不法投棄事案（豊島事案、青森・岩手事案）について、今後の重油価格の推移によっては平成 24 年度に処理を完了させるには相当の追加的費用が必要となるため、今回の総合対策の中で可能な限りの支援を確保し、支障除去等事業の円滑な実施を図る。